

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社セレコーポレーションと称し、英文ではCEL Corporationと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土地有効活用に関するコンサルティング業務
- (2) 建築及び土木工事の設計、施工に関する業務
- (3) プロパティマネジメント及び建物質貸、管理運営に関する業務
- (4) アパート経営に関する業務
- (5) 不動産の売買、賃貸借、交換及びその代理、媒介に関する業務
- (6) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (7) 建物のリフォーム及びメンテナンスに関する業務
- (8) 建設用鉄骨部材及び資材の製造・加工に関する業務
- (9) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (10) 有価証券の保有、運用、投資、売買
- (11) 情報処理、情報提供、広告、宣伝及び情報通信に関するサービス
- (12) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、13,800,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日を基準日とし、その最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会はその決議により、会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

2 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下総じて「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選任する。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当財産の除斥期間)

第42条 配当財産がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

付 則

- 1 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

この定款は、1993 年 8 月 5 日より施行する。

2002 年 11 月 6 日	改 正
2002 年 11 月 19 日	改 正
2002 年 11 月 29 日	改 正
2005 年 3 月 11 日	改 正
2005 年 9 月 9 日	改 正
2006 年 6 月 24 日	改 正
2006 年 10 月 13 日	改 正
2007 年 2 月 16 日	改 正
2007 年 4 月 20 日	改 正
2008 年 12 月 12 日	改 正
2009 年 6 月 12 日	改 正
2010 年 6 月 11 日	改 正
2012 年 2 月 29 日	改 正
2012 年 10 月 19 日	改 正
2013 年 1 月 1 日	改 正
2016 年 5 月 13 日	改 正
2018 年 5 月 11 日	改 正
2018 年 10 月 12 日	改 正
2019 年 5 月 31 日	改 正
2020 年 5 月 29 日	改 正
2021 年 5 月 28 日	改 正
2021 年 12 月 24 日	改 正
2022 年 5 月 27 日	改 正